

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

介護保険法の一部改正により、介護保険事業の運営上必要な調査において文書提出等の命令に応じない場合に過料を科せられる者として第 2 号被保険者の配偶者等を加えるとともに、被保険者の世帯に属する者についても過料を科すこととするため、改正するものであります。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「世帯主」の次に「その他その世帯に属する者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>第16条 本市は、被保険者、<u>被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者</u>又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定によるその職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第16条 本市は、被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主</u>又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定によるその職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。</p>